

青梅市公共工事の中間前払金取扱要綱

1 趣旨

青梅市契約事務規則(平成14年規則第22号。以下「規則」という。)第53条の2に規定する公共工事の中間前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

2 中間前金払の対象

規則第53条の2第1項に規定する中間前金払の対象は、規則第53条第1項の規定により前金払をした工事のうち土木工事、建築工事および設備工事とする。ただし、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項の規定により中間前金払をすることができるものに限る。

3 中間前金払の率

規則第53条の2第1項に規定する中間前金払の率は、契約金額の10分の2を超えない範囲内とする。

4 中間前払金の最高限度額

前項の規定にかかわらず、中間前払金の最高限度額は、1件の契約につき5,000万円とする。

5 中間前金払の制限

(1) 第2項の規定により中間前金払の対象とされる工事であっても、規則第54条に規定する部分払を行うものについては、中間前払金を支払わない。

(2) 前号に定める場合のほか、青梅市長(以下「市長」という。)が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、または中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部または一部を支払わないことができる。

6 中間前払金の端数整理

中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

7 中間前金払の対象、率等の明示

中間前金払の対象とされる工事、中間前金払の率等については、入札条件または見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対し、これを明示

するものとする。

8 中間前払金に関する契約条項

中間前払金を支払うこととなる工事の請負契約書には、次に掲げる事項について、規定するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払または返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 中間前払金の使途制限に関すること。
- (6) その他必要な事項

9 中間前金払の認定

(1) 中間前払金は、次に掲げる要件をすべて満たしたと認められる場合において支払うものとする。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事にかかる作業が行われていること。

ウ すでに行われた当該工事にかかる作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(2) 前号に規定する要件を満たしていることの認定について、中間前金払認定請求書(様式第1号)による請求があった場合は、市長はただちに調査を行わなければならない。

(3) 市長は、前号に規定する請求があった場合において、要件を満たしているときは、中間前金払認定調書(様式第2号)により契約の相手方に通知するものとする。

10 中間前払金の請求手続等

(1) 中間前払金の請求は、前項による認定後、速やかに、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証書および写し1通を市に提出させた上で行わせるものとする。

(2) 中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(3) 第1号の保証書は会計管理者が、保証書写しは工事担当課長が保管するものとする。

11 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払または返還

- (1) 規則第53条第3項の規定により中間前払金を追加払し、または返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第3項に規定する率等を適用して算出した中間前払金とすでに支払済みの中間前払金額との差額とする。ただし、中間前払金を追加払する場合においても、中間前払金の合計金額は5,000万円を超えることができないものとする。
- (2) 規則第53条第3項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約の日以後次項の規定により保証契約変更後の保証書を市長に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものとする。
- (3) 規則第53条第3項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から30日以内に返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に定める割合（年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても365日の割合とする。以下「遅延利息の割合」という。）を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。
- (4) 規則第53条第3項に規定する場合において、残工期が30日未満のとき、その他市長が必要がないと認めるときは、中間前払金を追加払せず、または返還させないことができる。

12 保証契約の変更

- (1) 規則第53条第3項の規定により中間前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証書を市長に提出させるものとする。
- (2) 既定の工期が延長または短縮された場合には、市長が保証契約を変更する必要がないと認める場合を除き保証事業会社に対して、速やかに工期の変更を通知するものとする。
- (3) 規則第53条第3項の規定により中間前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証書を市長に提出させるものとする。

13 中間前払金の使途制限

中間前払金は、当該中間前払金にかかる工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

14 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還

(1) 規則第53条第4項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、すでに支払った中間前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いて得た額を返還させるものとする。

(2) 規則第53条第4項の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に遅延利息の割合を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

15 2年度以上にわたる工事の中間前金払

(1) 2年度以上にわたる工事であっても、中間前払金は、契約金額の10分の2に相当する額を支払うものとする。この場合において、すでに支払った中間前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

(2) 前号後段の定めは、事後繰越しその他により次年度に繰り越される工事にかかる中間前払金についても適用する。

16 債務負担行為を伴う工事の特例

債務負担行為を伴う工事であるため、第5項第2号により中間前払金の全部または一部を支払うことができなかつた場合において市長が必要と認めるときは、翌年度開始後に中間前払金を支払うことができる。

17 実施期日

この要綱は、平成22年4月1日から実施し、同日以後に締結する契約から適用する。